

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社アートネイチャー	コード	7823
提出日	2026/5/25	異動(予定)日	2026/6/23
独立役員届出書の提出理由	6月23日開催の定時株主総会において社外役員の選任議案が付議されるため		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし			
1	清永 敬文	社外取締役	○														○		有
2	宇都宮 優子	社外取締役	○														○	新任	有
3	小宮山 典子	社外取締役	○														○	新任	有
4	檜山 聡	社外監査役	○														○		有
5	本坊 嘉章	社外監査役	○														○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		清永敬文氏は、弁護士として、長年培ってきた専門知識と豊富な実務経験の双方に基づき有意義な助言を頂けること、また当社からの独立性に疑義はなく、一般株主との間で利益相反の恐れがないと認められ、当社の独立役員として適任であるため。
2		宇都宮優子氏は、百貨店の経営に携われ、その経歴を通じて培われた経営の専門家としての豊富な経験と高い見識に基づき有意義な助言を頂けること、また当社からの独立性に疑義はなく、一般株主との間で利益相反の恐れがないと認められ、当社の独立役員として適任であるため。
3		小宮山典子氏は、公認会計士として、長年培ってきた専門知識と豊富な実務経験の双方に基づき有意義な助言を頂けること、また当社からの独立性に疑義はなく、一般株主との間で利益相反の恐れがないと認められ、当社の独立役員として適任であるため。
4		檜山聡氏は、弁護士として、長年培ってきた専門知識と豊富な実務経験の双方に基づき有意義な助言を頂けること、また当社からの独立性に疑義はなく、一般株主との間で利益相反の恐れがないと認められ、当社の独立役員として適任であるため。
5		本坊嘉章氏は、公認会計士として、長年培ってきた専門知識と豊富な実務経験の双方に基づき有意義な助言を頂けること、また当社からの独立性に疑義はなく、一般株主との間で利益相反の恐れがないと認められ、当社の独立役員として適任であるため。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。